



金 沢 市 公 報

第 3 0 3 6 号 の 6

令和3年(2021年)4月1日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて(4件)	(歴史都市推進課)	1
● 告 示				
○金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について(文化財保護課)	1			
○金沢市選定保存技術の選定及びその保持者又は保存団体の認定について()	1			

告 示

●金沢市告示第131号

金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第5条第1項から第3項までの規定により、次のものを金沢市指定文化財として指定し、及びその保持者又は保持団体を認定したので、同条例第7条第1項の規定により告示します。

令和3年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

(「次のもの」は、登載を省略し、その関係書類を金沢市文化スポーツ局文化財保護課において縦覧に供します。)

●金沢市告示第132号

金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第20条第1項及び第2項の規定により、次のものを金沢市選定保存技術として選定し、及びその保持者又は保存団体を認定したので、同条例第3項において準用する同条例第7条第1項の規定により告示します。

令和3年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

(「次のもの」は、登載を省略し、その関係書類を金沢市文化スポーツ局文化財保護課において縦覧に供します。)

●金沢市告示第133号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)第3条第1項の規定により、金沢市東山ひがし伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたので、同条例第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

(「次のとおり」は、登載を省略し、その関係書類を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課及び金沢市ホームページにおいて縦覧に供します。)

●金沢市告示第134号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)第3条第1項の規定により、金沢市主計町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたので、同条例第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

(「次のとおり」は、登載を省略し、その関係書類を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課及び金沢市ホームページにおいて縦覧に供します。)

●金沢市告示第135号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）第3条第1項の規定により、金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

（「次のとおり」は、登載を省略し、その関係書類を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課及び金沢市ホームページにおいて縦覧に供します。）

●金沢市告示第136号

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例（昭和52年条例第2号）第3条第1項の規定により、金沢市寺町台伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和3年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

（「次のとおり」は、登載を省略し、その関係書類を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課及び金沢市ホームページにおいて縦覧に供します。）

令和3年(2021年)4月1日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)4月1日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄